

デロイトトーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.176 July 2017

Contents

税務情報

増値税税率の簡素化および農産物等の業界への影響

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ 2

投資情報

中国サイバーセキュリティ法の概要と日本企業に望まれる対応

～デロイトトーマツ 企業リスク研究所 発行「企業リスク」～ 4

中国業務に関する主なお問合せ先 7

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、以下の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

税務情報

増値税税率の簡素化および農産物等の業界への影響 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2017年4月19日に開催された中国国务院常务会议において、増値税税率構造の簡素化が決定された。2017年7月1日から、増値税税率は従来の4段階から17%、11%、6%を含む3段階構造に簡素化され、13%の増値税税率は廃止される。それに伴い、農産物、天然ガス等に適用される増値税税率は13%から11%に引き下げられるとともに、農産物の深加工(高付加価値加工)を行う企業に対する農産物仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変更はしない。上述の決定に関する具体的なガイドラインとして、財政部と国家税務総局は4月28日に「増値税税率の簡素化・統合の関連政策に関する通知」¹(財税[2017]37号:以下「37号通達」)を公布した。37号通達は2017年7月1日より実施される。

(1) 中国国内販売および輸入

「37号通達」により、納税者による下記商品の販売あるいは輸入に適用される増値税税率は13%から11%に引き下げられる:農産物(穀類を含む)、水道水、暖房用蒸気、液化石油ガス、天然ガス、食用植物油、冷房用冷気、熱水、石炭ガス、生活用石炭製品、食塩、農業機械、飼料、農薬、農業用フィルム、化学肥料、メタンガス、ジメチルエーテル、図書、新聞、雑誌、音響・映像製品、電子出版物。

商品の国内販売と輸入段階はそれぞれ国家税務局と税関の管轄であるため、これまでの実務において、同一の商品に適用される増値税税率が国内販売と輸入の段階で違いが生じるケースが存在する。例えば、農産物の場合、国内販売段階で13%の増値税税率が適用されるのに対して、輸入段階では17%の税率が適用される。したがって、輸入関係企業は今回の輸入増値税の税率調整に関する課税対象の範囲を把握する上で、自身の貨物輸入コストに影響を及ぼすか否かについて判断する必要がある。

(2) 農産物の購入

これまでは、納税者が農産物を購入する場合、原則として13%の増値税税率あるいは控除率に基づき、控除できる仕入税額を計算していた。今回の政策調整により、農産物の増値税税率が13%から11%に変更されるとともに、仕入税額控除に関する規定も調整される。

1) 非農産物深加工業務

非農産物深加工業務は、主に納税者が農産物を購入し、生産販売あるいは税率11%の貨物の委託・受託加工に用いる業務(例えば、農産物の簡単加工業務)、および営業税から増値税への徴収変更(以下「増値税改革」)の適用対象である課税役務(例えば、飲食サービス業)等を含む。今回の増値税税率簡素化の実施後、上述の納税者が農産物を購入し、仕入税額控除が認められる場合、下記の規定が適用される:

- 増値税一般納税者の発行した増値税専用発票または税関輸入増値税専用納付書を取得した場合、それらの証ひょうに明記された増値税税額を仕入税額とする
- 簡易課税方式の適用を選択し、3%の徴収率に基づき増値税税額を計算し納付する小規模納税者が増値税専用発票を取得した場合、発票に明記された金額と11%の控除率に基づき仕入税額を計算する
- 農産物販売発票の発行あるいは農産物購入発票の受領を行った納税者は、それらの証ひょうに明記された農産物の購入価格と11%の控除率に基づき仕入税額を計算する。そのうち、農産物販売発票とは、農業生産者が自作農産物を販売するに当たって、増値税免税政策を適用して、発行する普通発票である
- 卸売、小売段階で増値税免税政策の適用対象である野菜と一部の生鮮食肉および卵製品を購入し、取得した普通発票は、依然として仕入税額控除に用いることができない

2) 農製品深加工業務

37号通達の規定により、増値税改革の試行期間内に、納税者が農産物を購入し、生産販売あるいは税率17%の貨物の委託・受託加工に用いる(例えば、農産物の深加工業務。便宜上、上述の行為を「農製品深加工業務」と総称する)場合、農産物仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変わらない。具体的には、当該規定に対する業界の一般的な解釈として、今回の政策調整以降も、企業は上述の業務において、依然として13%の控除率を用いて仕入税額控除を行うことができる。具体的な実施細則については、更なる規定の公布が待たれる。

¹ [増値税税率の簡素化・統合の関連政策に関する通知 財税\[2017\]37号](#) (中華人民共和国財政部ウェブサイト(中国語))

留意点として、農産物を購入し、深加工業務と非深加工業務の両方に用いる場合、両者を区分した上で仕入税額の計算を行う必要がある。さもなければ、全体業務に対して、11%の税率あるいは控除率に基づく仕入税額控除を要求される可能性が高い。37号通達は、農産物の購入時点で用途がはっきりしない場合の取扱いについて言及しておらず、追って明確化が待たれる。

3) 査定控除の試行対象業界

納税者による農産物の購入が仕入税額査定控除の試行対象業界に含まれる場合、以下の規則が適用される：

- 購入した農産物を原料として貨物を生産する場合、仕入税額査定控除に用いる控除率は、生産・販売する貨物の適用税率に準拠する
- 購入した農産物を直接販売する場合、仕入税額査定控除に用いる控除率は13%から11%に引き下げられる
- 購入した農産物を生産経営に用いるが、貨物の実体を構成しない場合（例えば、包装材、補助材料、燃料、低額消耗品等）、上記の第一項、第二項の規定に基づき区分をした上で、11%または13%の控除率を適用する

(3) 輸出税額還付

増値税税率の引下げに伴い、関連商品の輸出税還付率も11%に調整される（対象商品の範囲は37号通達の添付2を参照すること）。ただし、2017年8月31日以前に輸出した対象商品に対して、下記の経過措置が適用される。そのうち、輸出時間は輸出貨物の通関申告書に記載された輸出日に準拠する。

- 対外貿易企業：貨物の購入時点で13%の税率に基づき増値税を納付した場合、13%の輸出税還付率を適用する。貨物の購入時点で11%の税率に基づき増値税を納付した場合、11%の輸出税還付率を適用する
- 製造企業：13%の輸出税還付率を適用する

製造企業と対外貿易企業が2017年8月31日以降に輸出した対象商品に対して、一律に11%の輸出税還付率を適用する。これを考慮に入れ、関係企業は綿密な仕入・輸出計画を組み立てることで、7月1日以前に対象商品を過剰に購入し、8月31日までの輸出に間に合わなくなる状況（その場合、8月31日以降、関連貨物に適用される輸出税還付率は11%に引き下げられるため、輸出コストの増加に繋がる可能性がある）を回避することを推奨する。

(4) 農産物等の業界に与える影響

農産物を含む対象商品に対して、国内販売と輸入の段階における増値税適用税率が引き下げられるため、全体的に見て、対象商品にかかる増値税税負担の低減に有利であり、関係業界の発展にとってポジティブな要因となる。

ただし、留意点として、税率の引下げは「進銷倒挂」現象をより一層進行させる可能性もある。例えば、一部の製造企業は、主要原材料・部品の仕入れに適用される増値税税率が17%であるのに対して、製品販売に適用される増値税税額が13%であることから、仕入税額が売上税額を上回る現象（いわゆる「進銷倒挂」）が発生する。今回の増値税税率の簡素化・統合を経て、もし上述企業の製品販売に適用される増値税税額が11%に引き下げられる場合、控除しきれない仕入税額が更に増える。

農産物を主要原材料として購入する企業が受ける影響は、所属業界によって異なる可能性がある。

- 農産物簡単加工業務：農産物の購入にかかる税率と控除率が13%から11%に引き下げられるが、生産・販売する貨物にかかる税率も11%に引き下げられるため、今回の政策調整から受ける影響を低減できる可能性がある
- 農産物深加工業務：実施細則は未公布であるが、37号通達において、「農産物深加工に従事する企業に対して、農産品仕入に係る仕入税額控除の程度は現状を維持し変わらない」と明確に規定されている。そのため、今回の政策調整から受ける影響は限定的であると考えられる
- 増値税改革の適用対象である課税役務（例えば、飲食サービス業等）：農産物の購入にかかる税率と控除率は13%から11%に引き下げられることから、農産物納入の税込み価格が変わらないことを前提として、控除できる仕入税額が減少し、税抜きの原材料仕入原価が上昇するため、企業の利益とキャッシュフローに不利な影響を与える。ただし、税負担は川下へと段階的に転嫁されるという増値税の特性を考慮し、企業は、サプライヤーと価格交渉を行うことで、税率の引下げによる恩恵を共有するよう検討することができる

まとめとして、納税者は後続の政策動向に留意するとともに、今回の税率簡素化・統合による影響の評価およびそれに基づく対応策（例えば、業務モデルの調整、顧客やサプライヤーとの価格交渉あるいは契約見直し等）の考案を早急に実施することで、運営効率を向上させる必要がある。

投資情報

中国サイバーセキュリティ法の概要と日本企業に望まれる対応 ～デロイトトーマツ 企業リスク研究所 発行「企業リスク」～

2016年11月7日の全国人民代表大会において「中華人民共和国网络安全法」、いわゆる中国サイバーセキュリティ法(以下「本法律」という)が可決された。2017年6月から施行されている。本法律の目的は第一条において「サイバー空間における主権、国家の安全および社会の公的利益を維持するとともに、市民・法人・その他の組織の合法的権益を保護し、経済社会の健全な情報化を推進する」と定められているが、中国当局によるサイバースペースの支配強化や、それに伴う日本企業を含む外国企業の事業運営への悪影響を懸念する声もある。

本稿では本法律の概要を説明するとともに、日本企業への影響と望まれる対応について考察する。

なお、本法律の中国語原文は下記 URL にて公表されている。本稿では本法律の一部を和訳して解説しているが、和訳は筆者による仮訳であることをご了承ください。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm

1. 中国サイバーセキュリティ法の概要

中国サイバーセキュリティ法は下図のとおり全7章、79条から構成されている。

中国サイバーセキュリティ法の構成と概略

中国サイバーセキュリティ法の構成	概略
第1章 総則	計14条:本法律の目的、範囲、一般原則、責任機関、一般要求および報告等について記載
第2章 サイバーセキュリティの支持および推進	計6条:国務院、政府およびその他機関の義務および責任について記載
第3章 情報ネットワーク運営上のセキュリティ	計19条:情報ネットワーク運営者および重要情報インフラ運営者の義務について記載
第4章 ネットワーク情報のセキュリティ	計11条:情報ネットワーク運営者および重要情報インフラ運営者における個人情報保護および情報管理に係る義務について記載
第5章 監視、早期警戒および緊急時対応	計8条:当局が行う監視・監督手段および関連行為について記載
第6章 法的責任	計17条:法令違反への罰則について記載
第7章 附則	計4条:用語定義
合計79条	

1-1. 本法律の影響を受ける対象者

法律の影響を受ける対象者は大きく下記の3つに分類される。

- 情報ネットワーク運営者
- 情報ネットワーク製品およびサービスの提供者
- サイバーセキュリティサービスの提供者

このうち主たる対象者は情報ネットワーク運営者である。「情報ネットワーク」は本法律において「コンピュータあるいはその他の情報端末および関連機器により構成され、一定のルールに従って情報の収集・保管・転送・交換および処理を実行するシステム」と定義されている。このことからいわゆる通信回線やインターネットだけでなく、広く情報システム全般を含んでいるものと解される。また「情報ネットワーク運営者」は本法律において「情報ネットワークの所有者・管理者および情報ネットワークサービス提供者」とされている。つまり、いわゆる「通信事業者」に限らず、多くの企業が情報ネットワーク運営者に該当するものと解される。

さらに、情報ネットワーク運営者のうち下記いずれかの条件に該当する情報ネットワーク運営者は重要情報インフラ運営者に分類される。

- 業種の観点: 公共通信、情報サービス、エネルギー、運輸、水道、金融、公共サービス、電子政府およびその他の重要な業種
- 影響の観点: 破壊・機能喪失あるいは情報漏洩が発生した際に国家の安全・経済および人命・公益に重大な影響を与える情報ネットワーク

上記定義はあまり明確でなく、どこまでが重要情報インフラ運営者に該当するかは定かではない。本法律においては、中国の最高行政機関である國務院により別途詳細な定義が定められるとされている。しかしながら、ある在中外資系企業が「顧客管理システムにおいて多数の取引先個人情報を持っているが、重要情報インフラに該当するか」との問合せを中国当局にしたところ、「該当する」との回答があったとの情報も伝え聞いている。このことから、日本国内ではいわゆる「重要インフラ」に該当しない場合であっても、本法律においては重要情報インフラ運営者に該当する可能性が想定される。

1-2. 情報ネットワーク運営者等に課せられる義務

本法律では上述の情報ネットワーク運営者等に対しセキュリティに関する様々な義務を課している。情報ネットワーク運営者には例えば次のような義務が課されている。

<第 21 条>

- セキュリティ管理態勢および運用手順の構築、セキュリティ責任者の設置
- コンピュータウイルス、ネットワーク攻撃、ネットワーク侵入等のサイバーセキュリティ上の危険行為を予防する技術的対策の導入
- ネットワーク稼働状況およびサイバーセキュリティ侵害を監視・記録するための技術的対策の導入および 6 ヶ月以上の関連するログ保存
- 情報分類および重要情報のバックアップ・暗号化等の対策

<第 24 条>

- ネットワーク接続サービス、ドメイン登録サービス、固定電話・携帯電話加入手続、情報共有サービス・インスタントメッセージサービス等をユーザに提供する際の、ユーザへの実名登録要求

<第 41 条、42 条>

- 個人情報収集時の収集・使用の目的・方式・範囲の明示および同意取得
- 個人情報の漏洩等に対するセキュリティ対策の実施
- 本人の同意を得ない第三者提供の禁止

重要情報インフラ運営者については、上記情報ネットワーク運営者としての義務に加え、例えば次のような義務が課されている。

<第 34 条>

- 特別なセキュリティ管理態勢、セキュリティ管理責任者の設置および重要な職務に就く責任者・担当者のセキュリティバックグラウンドチェックの実施
- 従業員に対するサイバーセキュリティ教育・技術トレーニングおよびスキル評価の定期的な実施
- 重要なシステムおよびデータベースに対する災害対策用バックアップの実施
- サイバーセキュリティ侵害に備えた危機管理計画の整備および定期的な訓練実施

<第 37 条>

- 中国国内での事業活動において収集・生成した個人情報および重要情報の中国国内での保管
- 業務上の必要から海外にこれらの情報を移転する場合の、当局によるセキュリティ評価の実施

なお、情報ネットワーク製品およびサービスの提供者については、製品およびサービスを国家標準に適合させ、また適合していることの審査を受けねばならないとされている。(第 22 条、23 条) サイバーセキュリティサービスの提供者については、国家が定める規定に準拠する必要があるとされている。(第 26 条)

1-3. 当局の権限

本法律においては当局がサイバースペースにおいて、例えば次のような強い権限を有している。

<第 28 条>

- 警察および国家安全機関が国家安全維持活動および捜査を行う際、情報ネットワーク運営者に技術支援および協力を指示する権限

<第 50 条>

- 情報ネットワーク運営者にデータの送信停止や削除を求める権限、および中国外からの通信を遮断する権限

<第 58 条>

- 国家の安全・社会的秩序の維持、および社会的安全に関わる緊急事態への対応のために、特定地域におけるネットワーク通信を制限する権限

<第 6 章>

- 法令違反時に情報ネットワーク運営者等に対して罰則・罰金を課す権限

例えば第 37 条で定められた「中国国内での事業活動において収集・生成した個人情報および重要情報の中国国内での保管」について違反した場合は次のような罰則・罰金を課す場合があるとされている(第 66 条)

- ・違法行為によって得た収益の没収
- ・関連する事業、Web サイトの停止または事業に関する許認可の取り消し
- ・情報ネットワーク運営者に対する 50,000 元から 500,000 元の罰金および直接の責任者に対する 10,000 元から 100,000 元の罰金

2. 日本企業への影響と望まれる対応

本法律における情報ネットワーク運営者の定義から、多くの在中日本企業が情報ネットワーク運営者に該当し、セキュリティ管理や個人情報保護等の義務を負うものと想定される。

また、前述の「顧客管理システムが重要情報インフラに該当すると判断された」という情報も踏まえると、重要情報インフラ運営者に該当する在中日本企業も相当数になる可能性が想定される。その場合、さらに高度なセキュリティ管理に加え、個人情報・重要情報の国外移転が制限されることから、システムおよび業務の見直しが必要になるとともに、日本本社と中国現地法人との情報共有・事業運営上の連携に支障が生じることも懸念される。

加えて、当局が捜査等を行う場合の技術支援・協力指示には、暗号化されたデータの復号を求められる場合、データやシステムの差し押さえ等の可能性も懸念される。また、当局はネットワーク通信を制限する権限を有することから、仮にこの権限が発動された場合は在中日本企業の事業継続に甚大な影響が発生することが懸念される。

このように本法律から想定される在中日本企業への影響は非常に大きく、必要な対応も現状把握・影響評価・対策立案および実施と多岐に渡る。しかし、その一方で中国におけるコンプライアンスの特殊性、即ちグレーゾーン(法令と実運用の乖離)の広大さから「どこまで真剣に取り組むべきか」と躊躇する企業も多いであろう。確かに、中国では新たな法令が出て「実施細則が出されるまでは実際には適用されない」といったこと、あるいは「地方、管轄、担当官により運用が大きく異なる」ということがある。

ただ、従来であれば担当官との関係を良好に保つことで取り締りを免れてきたような状況が、反腐敗の方針等を受けて大きく変わっていることも事実である。実際には法律が適用されないことを期待して対応を怠っていたところ、ある日突然取り締りを受けるといった事態は避けねばならない。また、仮に取り締りを受けなかったとしても、サイバーセキュリティの脅威増大に伴い、事業上のリスク対応として一定のセキュリティ対策が必要であることに変わりはない。このため、日本企業においては次のような取組みを推進することが望まれる。

2-1. 動向把握

- 本法律に関する実施細則の発行状況・内容の注視および把握
- 当局の指導および他社動向の注視および把握

2-2. 現状評価

- セキュリティ管理態勢および対策に関する現状評価
(記事執筆時点では実施細則が発行されておらず、本法律で求められる水準が明確ではないため、いわゆるデファクトスタンダードとして使用されているセキュリティ基準、例えば NIST (National Institute of Standards and Technology、アメリカ国立標準技術研究所)の Cyber Security Framework 等をベンチマークとして使用することも想定される)

2-3. 対策立案および実施

- 法令遵守に限らず、事業上のリスク対応として必要なセキュリティ対策については、対策を立案し、実施
- 上記以外の、本法律順守の観点からのみ必要な対策については、動向把握の状況を踏まえて対応を検討・実施

◆執筆者◆

野見山 雅史 (のみやま まさふみ) デロイトトーマツ サイバーセキュリティ先端研究所 主席研究員

デロイトトーマツ リスクサービス株式会社 パートナー

大手システムインテグレータ、監査法人系コンサルティング会社を経て 2002 年に 監査法人トーマツに入所。2010 年 7 月より デロイトトーマツリスクサービス株式会社のパートナーに就任。中央省庁、金融、テクノロジー、コンシューマビジネス等の多様な業種・業界に対して IT リスクに関するコンサルティング及び監査サービス(サイバーセキュリティ、プライバシー、IT 資産管理、IT 内部統制等)を多数提供。

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中村 剛 デロイト中国 板谷 圭一、竹田 剛ほか
監修: デロイトトーマツ合同会社 三浦 智志、西村 美香 DT弁護士法人 鄭 林根

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイトトーマツ合同会社

本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
三浦 智志 / 中村 剛 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
滝川 裕介

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
福島 和宏

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 PRC.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 牧 直文 / 石黒 泰時
河原崎 研郎 / 大塚 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 梨子本 暢貴

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang District, Dalian, 116011 PRC.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 PRC
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
山野辺 純一 / 前川 邦夫

蘇州事務所

Suite 908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 PRC
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
小松 大祐

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060 / Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383 / Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
藤川 伸貴 / 上田 博規 / 粟野 清仁

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
安田 和子 / 酒井 晶子

DT 弁護士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル
Tel: 03-6870-3300
鄭 林根

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza, 1 East Chang An
Avenue, Beijing, 100738 PRC.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
三浦 智志 / 小池 裕二 / 五十嵐 大典 / 浦野 卓矢 / 三好 高志 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 PRC.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
網永 敦

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 PRC.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
矢川 浩章

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
松山 明広 / 齋藤 啓太郎 / 福田 素裕

瀋陽事務所

Unit 3605-3606, Forum 66 Office Tower 1 No. 1-1 Qingnian Avenue
Shenhe District Shenyang, PRC
Tel: +86 (024) 6785 4068 / Fax: +86 (024) 6785 4067

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058 / Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 PRC
Tel: +86-23-6310- 6206 / Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880 / Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618 / Fax: +86-27-8526-7032

発行人

デロイトトーマツ 中国サービス グループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel 03-6720-8341 Fax 03-6720-8346
E-mail chugoku@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC